

平成28年度事業計画書

平成28年度 長井市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

安倍政権は発足当時からデフレ脱却を目指し、その方策のひとつとして、これまでに度重なる量的緩和策を行い、円安株高を導いてきましたが、平成28年に入り若干陰りを見せています。そのようななか、今年1月、2%の「物価安定の目標」をできるだけ早期に実現するため、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定しました。この施策に対する賛否はまちまちですが、安倍政権はその効果に大きな期待を寄せています。

平成28年度予算が衆議院を通り参議院に送られ、今年度中の成立が確定しました。予算に占める社会保障費は年々増大の一途をたどり、一般会計におけるそれは約3兆2兆円と全体の3分の1を越え、特別会計も約6兆6兆円と3分の1に近づいてきています。予算の目玉となる「1億総活躍社会」の福祉分野の施策を見てみると、子育て支援に関する「希望出生率1.8」、介護支援に関する「介護離職ゼロ」があります。長井市においても、同じように社会保障関連予算は増大してきています。平成28年度施政方針において「長井創生重点施策」に4項目を掲げています。福祉分野を見てみると、子育て支援に関する「子育て環境の整備」と介護支援・地域支援に関する「地域包括ケアシステムの構築」及び「地域づくり活動」があります。

このような状況下、私たち長井市社会福祉協議会は、「第2次長井市地域福祉活動計画」に沿った活動を推進することはもちろん、上記施策について、行政では手の届かない部分を行政と連携を密にして活動していくことが必要と考えます。はなぞの保育園、致芳・伊佐沢・豊田の各児童センターでの未就学児や、中央・致方・豊田の各児童センターでの放課後及び長期休暇における学童の受け入れを積極的に行い、子育て世代を支援していきます。介護事業については、内部検討委員会を立ち上げ、社会福祉協議会としてあるべき介護事業の検討を進めていきます。また、当協議会に設置しているボランティアセンターにおいてボランティア養成講座を開設し、地域包括ケアシステムにおける生活支援や介護予防の一部を担えるようボランティアを養成し、行政や関係機関と連携し、地域で支える体制づくりに努めます。「地域づくり活動」については、社会福祉協議会の本来の活動である地域福祉に関係するものです。「第2次長井市地域福祉活動計画」の「ささえあい事業」により、高齢者の見守り、介護予防のための活動など、各地区または団体を支援していきます。また、新たな事業として、市内6地区で策定される「地域づくり計画」の策定及び実施段階で社会福祉協議会も共に参加しその活動を支援していきます。そのほか、これまでも取り組んできました生活困窮者、引きこもり、障がい者などに関連する活動にも引き続き取り組んでいきます。

また、平成28年度は長井市社会福祉協議会設立50周年に当たりますので、この間、ご支援ご尽力をいただいた方々に感謝の意を表すとともに、50周年を祝う記念式典の開催を予定しております。

さらに、平成27年4月に「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が国会に上程されましたが、平成29年4月から施行される経営組織のガバナンスの強化について、理事会、評議員会に係る条項を中心とした定款等の改定、その他諸々の整備が必要になります。6月以降の新規理事、評議員の選考委員とともに改定及び整備に向けた作業を進めていきます。

II 事業項目と内容

1. 福祉の情報提供・啓発・育成に関する事業

地域での取り組み支援	
(1) ささえあい事業（きっかけ編）	◆地区（自治公民館単位）、地域団体などに活動費として助成金制度を実施し地域や福祉への関心をもてるきっかけづくりを支援していくためにモデル地域での実施に向けて検討します 事例：あいさつ運動、福祉座談会の開催
福祉の情報提供	
(2) 広報活動	◆社協活動の計画・報告、各種社会福祉サービスの周知並びに地域福祉の推進に向け、年4回定期的に社会福祉協議会だよりを発行します。また、各種福祉事業への参加、利用拡大を図るために随時広報活動を行います。 社協ホームページの整備を行い、さらに充実した広報活動に努めます
(3) 出前福祉講座	◆福祉への関心を高めるきっかけづくりとして、地域福祉活動や福祉情報の提供を行うための講座づくりを進めるとともに、地域に出向き出張形式で福祉講座を実施します
地域支援・福祉啓発	
(4) 福祉座談会の開催	◆地域の福祉課題や取り組みの現状について気軽な雰囲気話し合いながら、地域の支えあいや問題の解決のきっかけづくりになるよう小学校地区単位の範囲での座談会を継続して行います
(5) ふれあい福祉まつり	◆市民の方々、施設・福祉団体、ボランティア団体、関係機関の方々に広く参加を呼びかけ、障がいや世代を越え一堂につどい、ささえあいの輪を広げることを目的としたまつりを開催し福祉の理解促進につとめます開催します ・開催日 9月17日（土） ・場 所 生涯学習プラザ
(6) あいさつキャンペーンの実施	◆社協だより、ふれあい福祉まつりなどであいさつ標語の募集をし、あいさつ運動の呼びかけを行います
(7) 総合相談事業	◆老人福祉センターを拠点とし、各地区に「心配ごと相談員」を委嘱・配置させていただきながら、生活上の困りごとの相談を総合的にお受けし、必要により専門相談までのつなぎを行います。市民の方が身近に利用しやすい相談体制づくりと利用拡大を図ってまいります ①心配ごと相談員の各地区配置 ②専門相談の充実 ③相談員研修会の開催 ④心配ごと相談日（毎月最終木曜日）

(8)人材づくり研修の実施	◆地域で福祉を推進するための人材育成についての研究と具体的に研修等を行います
(9)小中高校生を対象とした福祉学習、体験学習	◆地域や福祉に関心を持つきっかけづくりとなるような福祉学習の検討を行い、希望により講座の提供を行います
(10)社会福祉活動功労者顕彰事業	◆多年にわたり社会福祉、ボランティア活動に献身的な努力を続けられ他の模範である個人・団体等を顕彰し、福祉の高揚を図ります
(11)隣組推進研究会の実施	◆「隣組っていいね推進研究会（仮称）」を開催し地域でのささえあいを広げるための意見交換会を実施します
(12)拠点づくり研究会の実施	◆地域の中に福祉活動を進めていくための拠点となる場が作れないかを話し合う場を企画し実施します

2. 日常的な支えあい・活動の拠点づくりに関する事業

地域での取り組み支援	
(1)ささえあい事業（場づくり編）	◆地区（自治公民館単位）、地域団体などに活動費として助成金制度を実施し、地域での交流の場づくりを支援していくためにモデル地域での実施に向けて検討します 事例：高齢、子育て、障がいなどの各種サロン立ち上げ
(2)ささえあい事業（取り組み編）	◆地区（自治公民館単位）、地域団体などに活動費として助成金制度を実施し、地域でのささえあいの活動を支援していくためにモデル地域での実施に向けて検討します 事例：地域での除雪活動、声がけ・見守り活動
集まりの場の支援	
(3)福祉バス貸し出し	◆高齢者や障がい者等の福祉団体や各種任意のサークル及び団体等に対し健康や生きがいつくり・福祉活動への参加を目的とする際に福祉バスを貸し出します
(4)ふれあいサロン事業	◆市民の方々の協力を得ながら、在宅高齢者の生きがいと健康づくり活動、介護予防活動を展開し、社会的孤立感の解消、自立した生活の助長を図ります ・開催日 週3回（月・水・金曜日） ・利用人員 平均33名 ◆「ふれあいサロン事業」やミニデイサービス団体へ出演していただく「ボランティア講師」の登録制度を実施し、サロン活動への情報提供、活動支援を行います

(5)集まりの場事例集の作成	◆市内の集まりの場についての情報を集め事例集を作成し情報提供を行います（高齢・子育て・障がいサロン情報等）
(6)サロン等協力員研修会	◆市内のサロン、ミニデイ等の集まりの場の協力員を対象としたスキルアップのための研修会を実施します
(7)地域交流の場の研究と発掘	◆市内の施設や企業等を利用した集まりの場の発掘をし、情報提供を行います
(8)老人福祉センター運営	◆高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション及び各種相談の拠点施設として活用いただきます ・開館日 12月29日～1月3日を除く毎日 ・使用時間 9時30分～16時 ・入浴利用曜日 月、水、金、土（祝日を除く） 時間 11時～16時 ◆土日祝祭日の開放により高齢者及び障がい者の生きがい活動・サロン活動の推進を行います ◆「シニア活動デー」等を企画し、老人福祉センターの利用拡大に努めます ◆広報活動により利用促進を行います
(9)出前福祉サービス事業	◆地域のサロンの活動の支援・普及を目的として、公民館や利用者宅に事業協力員を派遣し情報提供や軽運動の指導等を行います
(10)関係機関と連携した要援護者の把握	◆地区長、住民組織、民生委員児童委員、行政等と連携し、市防災計画の取組みなどに合わせ地域の要援護者把握、状況把握に努めていきます

3. ボランティア活動の推進に関する事業

ボランティアの情報提供	
(1)ボランティアの情報発信	◆ホームページやコミュニティ FM、社協だより等を活用し、ボランティアをしたい人やしてほしい人の情報が把握できるような情報の発信に努めます
(2)一斉ボランティアの日の検討	◆地域において一斉にボランティア活動をする日を呼びかけることができないかの検討を行います
(3)ボランティア講座の実施 (各種ボランティア講座の実施)	◆各種ボランティア養成講座、学生対象のボランティアスクールを継続して開催し、ボランティアへの関心を持ってもらうとともに実践者を育成します

(4) ボランティア活動プレゼン会の検討	◆市内のボランティア活動者や団体の活動を紹介する機会を作り既存のボランティア活動の活性化と新たな活動者の育成のための会を開催します
(5) ボランティア実践者、担当者向け研修会の検討	◆ボランティア活動者や施設等の受け入れ担当者を対象とした研修会や情報交換会を開催します
ボランティア活動活性化	
(6) ボランティアセンター充実研究会の実施	◆市内の関係者に協力をいただきボランティアセンターが地域に役立つ存在になるための研究会（ボラセンラボ）の開催を行います
(7) ボランティア育成・活動資金の研究	◆ボランティア育成や活動を支援のための資金についての検討を行います
(8) ボランティア活動なんでも相談室の実施	◆ボランティアコーディネーターを配置しボランティアに関する相談がいつでもできる体制を充実しそのPRを行います
(9) 学校との連携強化	◆小中学生を対象としたボランティア体験作文を募集し優秀な作品の表彰と発表会を実施します ◆ボランティア体験学習等により幼い時期からボランティアにふれる機会づくりを進めます
(10) ボランティア団体の情報交換会の実施 (「まとまるといいいごどある座談会」との連携)	◆ボランティア活動者が集まり情報交換を行う場を定期的で開催し、緩やかなつながりづくりを進めます

4. 連携・協働・新たな福祉サービスの研究に関する事業

福祉サービスや生活課題への取り組み	
(1) 福祉サービス理解促進	◆福祉サービスの利用促進をはかるために、関係者と連携を図りながら研修会、座談会を開催します
(2) 関係機関との連携による新たな共助・サービスの研究	◆ひきこもりについての意見交換会、障がい児・者関係者の座談会の開催に向け検討を行います ◆地域でのニーズ把握活動から出された問題や制度の挟間にある問題解決に向け、関係機関と協働して新たな共助・サービスの研究、支援体制の整備を行います
組織の垣根をこえたネットワークづくり	
(3) 除雪ボランティア活動の支援	◆行政、他関係機関との連携により、制度の狭間にある高齢者等要支援世帯への除雪支援に取り組みます。また、情報発信により個人及び団体の除雪ボランティアの募集・登録を進め、除雪支援体制の整備を図り、地域でのささえあいのしくみづくりに努めます

(4)災害ボランティアセンター連絡会	<p>◆大規模災害時に迅速に対応するため災害ボランティアセンター設置マニュアルに基づき、関係機関と連携を図りながら訓練の実施と情報の発信により協力者の拡大を図ります</p>
(5)関係機関及び団体との連携 (「まとまるといいごどある座談会」)	<p>◆行政、学校、地域、ボランティア・NPO等の地域の様々な団体や個人が連携・協働し、緩やかな関係を作ることにより総合的な福祉を提供できる体制を確立し、地域福祉の向上に努めるため定期的に情報交換の場を設けます</p> <p>◆関係団体間のメール等を利用したネットワークづくりの検討を行います</p>
(6)長井・飯豊手をつなぐ育成会への支援(事務局担当)	<p>◆知的障がい者の権利の擁護と在宅生活への支援を図るため、会員相互の連携と関係機関との協力により会の育成援助を行います</p> <p>・会員数 40名</p>
(7)老人クラブ連合会への支援(事務局担当)	<p>◆地域社会を基盤として介護予防の一翼を担う老人クラブ活動を活発化し、相互扶助の地域づくりを図るため、会の運営及び活動について関係機関と協力し、その支援育成を行います</p> <p>・単位老人クラブ数 36クラブ ・会員数 1,651名</p>
(8)民生委員児童委員協議会連合会の事務局	<p>◆地域住民の最も身近な支援者として、要援護者に対する助言援助をはじめ活動がより充実できるよう、協力致します。</p> <p>・民生委員・児童委員 65名</p> <p>・主任児童委員 6名</p> <p>・単位民協 中央地区、北部地区、南部地区民協</p> <p>・専門部会 老人福祉部、身障福祉部、児童福祉部</p> <p>・委員会 主任児童委員会</p>

5. 生活支援・福祉サービス利用支援・権利擁護に関する事業

(1)生活福祉資金の貸付事業	<p>◆低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の生活安定や在宅福祉及び社会参加の促進を図るために、世帯単位への貸付を行います</p> <p>・資金の種類</p> <p>①総合支援資金</p> <p>②福祉資金 ・福祉費 ・緊急小口資金</p> <p>③教育支援資金</p> <p>④不動産担保型生活資金</p> <p>⑤要保護世帯向け不動産担保型生活資金</p> <p>⑥生活復興支援資金</p>
----------------	--

(2)たすけあい資金の貸付事業	<p>◆低所得世帯の生活つなぎ資金として貸付を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額 50,000 円の範囲内 ・利 子 無利子 ・貸付期間 10 か月以内
(3)福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)	<p>◆認知症等高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等に対して、福祉サービスの相談援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、地域で安心した生活が営めるよう支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス <p>◆基幹社協として関係機関との会議の開催により連携強化及び利用拡大を図ります。</p> <p>◆関連する研修会への積極的な参加により、関係職員、生活支援員の業務能力向上に努めます</p> <p>◆成年後見制度の啓発啓蒙を行います</p>
(4)生活困窮者自立支援事業	<p>◆生活困窮者の自立を目的に対象者からの相談に応じ、個別のかつ継続的に必要な情報の提供や助言等を行います</p> <p>◆生活困窮者の自立の尊厳の確保と生活困窮者支援を通じた地域づくりを行います</p>
(5)介護者教室事業	<p>◆在宅において介護をされている家族の方が、心身のリフレッシュと情報交換を行える場として、定期的に交流会を実施するとともに、ニーズ把握を進めていきます</p>
(6)福祉有償運送事業	<p>◆移動に制約のある方を対象として、会員登録制をとり、福祉有償運送を行います</p>
(7)福祉機器の貸与事業	<p>◆高齢者や障がい者に対しベッド、車椅子の貸出を行います</p>
(8)避難者生活支援事業	<p>◆市内に避難されている世帯を対象に、生活支援相談員による訪問・相談活動や定期的な交流会を開催します。平成 29 年 3 月の借り上げ住宅の供給終了に伴い定住者には地域でいきいきと生活を送るための活躍の場づくりや帰還者へは不安解消、情報提供などニーズに合わせた支援を行います。</p>
(9)福祉サービス苦情解決体制の充実	<p>◆福祉サービス利用者の苦情解決の窓口として、社協内各事業所に設置している苦情解決委員会を開催し、体制の充実を図ります</p> <p>◆山形県運営適正化委員会と連携しながら苦情の解決制度についての周知に努めます</p>

6. 福祉サービスの充実・福祉施設の地域交流に関する事業

<p>(1) 居宅介護支援事業 (介護保険)</p>	<p>◆心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者及び家族の意向を尊重した居宅サービス計画を作成し、多様な事業者から総合的かつ効果的な福祉サービスが利用できるように連絡調整、紹介等を行います。また、介護支援専門員の資質の向上と研修によるさらなるサービスの充実に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員 4名 ・営業日 月曜日～金曜日 (但し、12月29日～1月3日は休業) ・営業時間 8時30分～17時 (但し、要望により時間外も対応) <p>◆介護支援専門員を市包括支援センターへ1名派遣し、地域ニーズの把握と行政との連携を深めます</p>
<p>(2) 訪問介護事業 (介護保険)</p>	<p>◆要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な介護計画を作成し、身体介護、生活援助等のサービス提供を行います。また、訪問介護員の資質の向上と研修によるさらなるサービスの充実に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤訪問介護員 3名 ・登録訪問介護員 13名 ・営業日 毎日 (但し、1月1日のみ休業) ・営業時間 7時～21時 (但し、要望により時間外も対応)
<p>(3) 障害者等居宅介護事業 (障害者総合支援)</p>	<p>◆障がい児・者の心身の状況に応じて自立した生活が営めるよう、身体の介護及び家事の援助等、日常生活の支援を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日、時間は介護保険訪問介護事業と同じ
<p>(4) 介護保険・障害者総合支援以外の介護事業</p>	<p>◆生活管理指導員派遣事業 介護保険認定外の者で日常生活を送る上で支障のある単身老人、高齢者世帯に対し、家事等の援助、基本的な生活習慣の習得のための支援、相談を行います</p> <p>◆介護相談支援センター 介護保険、介護の不安や疑問等の相談をお受けし、具体的な支援を相談者とともに検討していき、高齢者や障がい者の在宅福祉の促進を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日 月曜日～金曜日 (但し、12月29日～1月3日は休業) ・営業時間 8時30分～17時 (但し、要望により時間外も対応)

<p>(5)はなぞの保育園経営</p>	<p>◆地域の保育ニーズに応え、心身共に健やかに育つための環境づくりと共に、児童福祉の理念を保育の基本とし子どもの人権を尊重しながら、安心でき信頼される保育園を目指し取り組みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標 <ul style="list-style-type: none"> ①やさしく活発に遊べる子ども ②素直にあいさつできる子ども ③たのしい食事の雰囲気の中でよくかんで好き嫌いなく食べる子ども ・入所定員 120名 (4/1入所予定人数131名) ・受入年齢 4か月～5歳児
<p>(6)長井市致芳児童センター、 長井市伊佐沢児童センター、 長井市豊田児童センター の経営</p>	<p>◆指定管理者として児童福祉の理念に基づき健全な児童福祉の向上に努めると共に、保護者や地域との連携を密にし、多様化する保育ニーズに対応できる施設づくりを進めます。またより信頼される児童センターを目指し職員の資質の向上に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長井市致芳児童センター <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標 <ul style="list-style-type: none"> ①元気に遊び、健康で明るい子ども ②やさしく思いやりがあり、心豊かな子ども ③素直にあいさつができ、話したり、聞いたりできる子ども ・入所定員 130名 (4/1入所予定人数60名) ・受入年齢 2歳～5歳児 ●長井市伊佐沢児童センター <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標 <ul style="list-style-type: none"> ①自然の中で、のびのび遊べる子ども ②心豊かに表現できる子ども ③素直にあいさつができ、話したり、聞いたりできる子ども ・入所定員 50名 (4/1入所予定人数26名) ・受入年齢 2歳～5歳児 ●長井市豊田児童センター <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標 <ul style="list-style-type: none"> ①健康でいきいきと遊べる子ども ②心豊かで思いやりのある子ども ③素直にあいさつができ、話したり、聞いたりできる子ども ・入所定員 100名 (4/1入所予定人数74名) ・受入年齢 2歳～5歳児

	<p>◆放課後児童健全育成事業（学童クラブ）</p> <p>長井市致芳学童クラブ、長井市豊田学童クラブ</p> <p>小学校を対象に、放課後の生活の場として健康管理と安全確保を行うと共に、適切な遊びや運動を通し体力増進を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標 <ul style="list-style-type: none"> ①異年齢集団の中で社会生活を営むために必要な規則や礼儀を身につけ、社会性・協調性を養う ②学校との連携、家庭との連絡を密に行い、児童の生活状況及び活動状況の把握に努める ③児童センター児童との遊びや合同事業を行い、その関わりの中で思いやりや優しさを身につける ・長井市致芳学童クラブ（4/1 入所予定人数 40 名） ・長井市豊田学童クラブ（4/1 入所予定人数 47 名） ・対象学年 小学校 1 年生～6 年生
(7)中央児童センター運営	<p>◆小学生を対象に、異学年との集団生活の中で、遊びながら運動に親しむ習慣と体力増進を図り健やかな心身育成に努めます。中央児童センターと長井小学校の2ヶ所で学童クラブを運営いたします</p> <p>◆施設訪問等を行い異世代の交流を図ります</p> <p>◆心身の健全育成について地域住民からの支援体制づくりに努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4/1 入所予定人数 153 名 ・対象学年 小学校 1 年生～6 年生 <p>◆自由来館型の児童センターとして、保育園等の入園前幼児と保護者に対して施設開放し、地域の子育てサークルなどの活動支援や相談事業を実施し、子育て支援を図ります</p>
(8)せせらぎの家経営	<p>◆就労継続支援 B 型事業所として、障がいを持つ方の自立と社会参加を促進するため、作業訓練、及び日常生活上の支援を通し、健康で明るく生きがいのある生活を送ることができるよう、利用者の意向と心身の状況、生活環境を踏まえて、個別支援計画に基づく適切なサービスの提供充実に努めます</p> <p>◆生産活動として、就労意欲、技術の向上を図るだけでなく、より多くの工賃を支給することができるよう、工賃向上計画を作成し、目標工賃の達成に努めてまいります</p>

7. 共同募金に関する事業

<p>(1) 赤い羽根共同募金運動</p>	<p>◆住民に身近な共同募金活動をめざし、市民各位のご理解とご参加を得ながら、社会福祉事業、福祉団体の助成、在宅福祉サービス活動を推進していきます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 10月～12月 ・募金額 戸別募金 一世帯あたり 470円をめぐに 法人募金 一企業あたり 1,000円～50,000円
<p>(2) 歳末たすけあい運動</p>	<p>◆新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地区長会、民生委員児童委員協議会連合会の協力により実施いたします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 12月 ・募金額 一世帯あたり 400円をめぐに

8. 社会福祉に関する広域事業・組織体制の強化

<p>(1) 地域福祉活動計画</p>	<p>◆「ささえあう 心をつなぐ ふくしのまち ながい」を基本理念に、第二次地域福祉活動計画推進期間の2年目として計画的、体系的に地域福祉の推進を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二次計画長井市地域福祉活動計画推進期間 平成27年度～平成31年度 <p>◆地域福祉活動計画推進会議にて計画の進行管理を行います</p>
<p>(2) 西置賜地方福祉連絡会議</p>	<p>◆西置賜一市三町連絡会議活動を次のように行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉・在宅福祉活動の連絡調整と研修 ・共同募金運動に関する連絡調整、その他
<p>(3) 置賜地方社会福祉協議会 連絡会</p>	<p>◆置賜三市五町の社協で構成する置賜地方社会福祉協議会連絡会活動を次のように行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会役員研修会 ・心配ごと相談員研修会 ・社会福祉協議会職員研修会 ・地域福祉、在宅福祉活動の連絡調整、その他
<p>(4) 組織体制の強化</p>	<p>◆地域福祉を推進する社会福祉協議会の役員・職員として、より質の高い福祉サービスを提供するため資質の向上を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上のための職員内で検討委員会をつくり、全職員を対象に業務に生かせる研修会の開催や職員のボランティア活動の推進を行います